

島根県立図書館報

図書報だより

号数 第 31 号
発行日 昭和 50 年 10 月 10 日
編集発行 島根県立図書館
松江市内中原町 52
TEL (0852) 22-5725
印刷 (有) 高浜印刷所

全国図書館大会 特集



図書館人の皆さん。ようこそ出雲路にいらっしゃいました。

出雲風土記には、雄大な国引き神話があります。出雲族の祖神（八東水臣津野命）は、国の小さいのを憂えて、海の向うの国々から、余った土地を切りとり、三つよりの綱で、“もそろ、もそろ。”と引きよせ、出雲の国をつくり足しました。

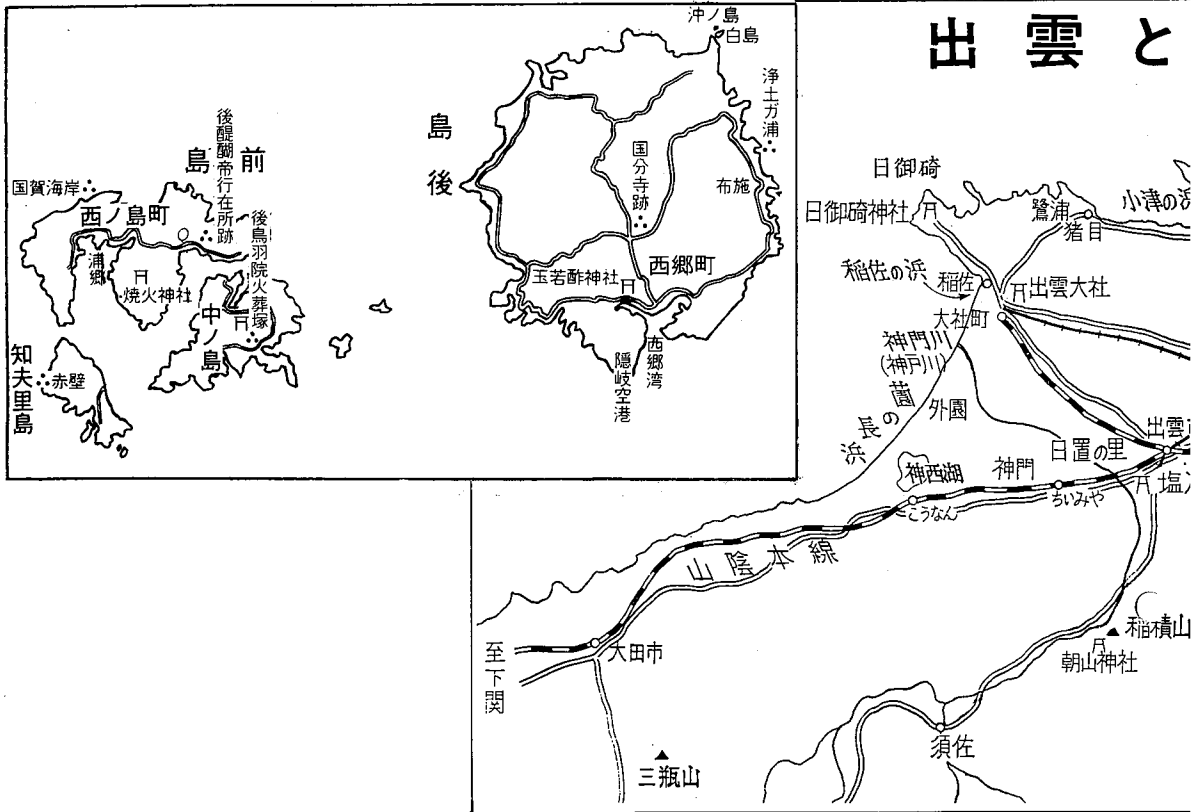
しかも、旧暦の十月は、出雲だけが神在（かみあり）月で、皆さんの国は神無（かんな）月。全国の八百万（やおよろず）の神々が、出雲へ神集いされるからです。

出雲は八雲立つところ、わけても神々の国であり、松江はその首府であるとは、ヘルン（小泉八雲）の言葉です。

全国図書館大会に参集された皆さんは、きっと神様にちがいません。出雲は幻想を呼び起こす国だからです。

島根県立図書館長 速水保孝

出雲と



出雲で神々の里を訪ねるならば、それは松江市の南郊一帯からはじめるのが順路である。このあたりは、古く「意宇（おう）」の名でよばれた土地であった。いま、その第一歩を踏み出すと、まず「八雲立つ風土記の丘」に登るとよい。ここで数々の考古学の成果をみたくて、敷地続きの岡田山古墳をはじめに、付近に散在する多くの古墳を訪ねたい。

このあたりは、出雲屈指の一大古墳密集地帯である。規模は畿内のものより劣るとはいえ、前方後方墳など出雲独特のスタイルは強く興味をひく。

次に欠かせないのが神々の社（やしろ）である。まず近いところで八重垣神社がある。もとは地方の氏神であったが、いまでは縁結びの神として名高い。祭神がスサノオとイナタヒメだからであろう。境内の池で、男女の縁（えにし）を占う風習もある。また重要文化財の神像の板絵を収蔵庫でぜひ拝観したい。

神魂（かもす）神社は、このあたりで唯一の国宝社殿である。急勾配の石段を上ると、すぐ目の前にそびえる壮大な大社造の建物は、全国の神社建築でも最高級のもの。神さびた古代のしじま—それが、この世のものとしてそこに建っている。

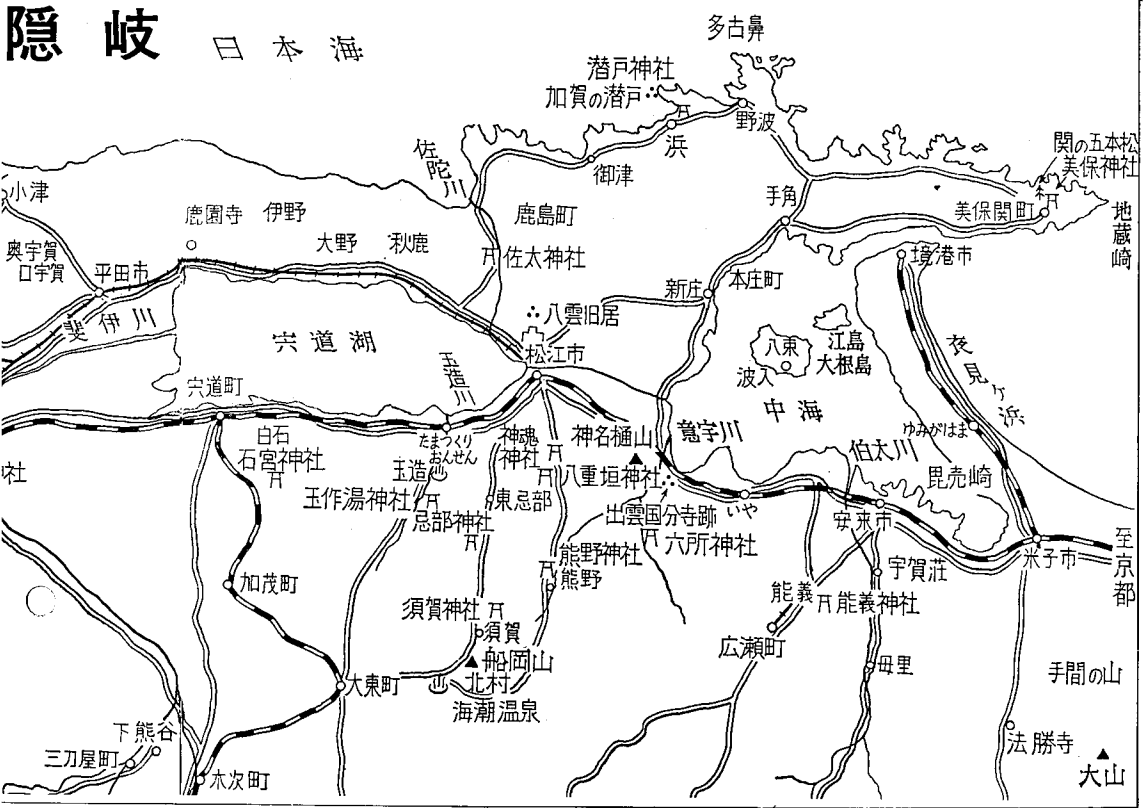
時間があれば、7キロ奥の熊野神社も訪れたい。社殿は古くないが、実はこの宮こそが出雲一の宮であり、平安朝以前は出雲大社をしのぐ由緒をもっていた。

もとへ帰って、風土記の丘から東方へ、六所（ろくしよ）神社・出雲国庁跡へむかう。神社はかつて

の出雲総社で、中央から赴任した国司たちが参拝した。隣接した一帯が出雲国庁のあったところ。飛鳥から平安初期までは続いたと思われる古代出雲の政庁の遺跡である。発掘のあと整然と往時の遺構を復元した例は全国に類がない。北東約1キロには、国分寺の跡がある。

意 宇 の 里

隠岐 日本海



東は美保関から、西は日御碕まで、宍道(しんじ)湖の北岸を島根半島とよんでいるが、この半島部に関する伝承が、『出雲風土記』に有名な国引きの神話である。この地域にも、神話の国出雲らしい由緒のある史跡が多い。

まず東の端の美保神社は、大国主命の子、事代主命を主祭神にまつる。あの高天原から国土奉獻を勧告する使者が来たとき、事代主命はここで釣をして

国 引 き の 地

いたという。タイを小脇にかかえ、釣竿をかついだエビスさんのスタイルは、おなじみのものだが、あれは中世以降、大国主命が大黒(だいこく)さんといわれ出したのと同じく、習合されて出来上がったスタイルである。出雲の東の守り神とされ、広く信仰をあつめた。松江からバス1時間20分の距離である。

アトラクションで上演した佐陀神能のある佐太神社は、松江駅からバスで30分のところにある。かつては出雲二の宮の称をもち、江戸時代に社家支配の

制度が成立すると、出雲大社の国造家が、出雲10郡のうち6郡半の神主を支配したのに対し、ここの正神主は、のこり3郡半の支配権をにぎっていた。

出雲大社へむかうには、松江からだ国鉄か一畑電車ないしバスによる三つのコースがある。あまりに有名な、出雲の代表的神社であるが、もとは杵築(きづき)大社といった。主祭神はいうまでもなく大国主命で、本殿は国宝に指定されている。高さ八

丈(約24メートル)の建物は、「天下無双の大廈(か)とよばれ、古くはその倍

の16丈だったとも、また32丈だったとも伝えられている。現在の本殿は1744(延享1)年に、その前の1667(寛文7)年の古材をもって造営したものという。

大社から西へ海岸沿いに30分で、半島の西端日御碕神社につく。上の宮は天照大神、下の宮はスサノオノミコトをまつる。壮麗な社殿は重要文化財に指定されている。灯台付近からの眺望がすばらしい。

記・紀・風土記の語る出雲

出雲神話を知る手がかりは、古事記・日本書紀そして出雲風土記の語るところによる他はない。これら日本の代表的な古典の中に、出雲の神々や風土はどのように語られているのであろうか。かつての国定教科書時代に、国語読本や国史の教科書の中で、断片的にとりあげられていた、その記憶を、よびさますことができる世代の方もあるかも知れないが、いまここにまとめて、これら古典の語る出雲の姿をとりあげてみた。それが神国出雲の紹介にもっともふさわしいと思うからである。なおカットに使った染め絵は、松江在住染織家金津滋氏の作品。

＝ 古事記は語る ＝

スサノオの八俣のオロチ退治

故、^{かれ}遊^{やら}追^のはえて、出雲國の肥の河上、^ひ名^{かはかみ}は鳥髪といふ^{とりかみ}地に降^{くだ}りたまひき。この時^{はし}箸^{はし}その河より流^{くだ}れ下^{くだ}りき。是に須佐之男命、人その河上にありと以爲^{おも}ほして、尋^{たづ}ね^{もと}覓^めて上^{のぼ}り往^ゆきたまへば、老^{おきな}夫^{おみな}と老^{おみな}女^{おみな}と二人ありて、童^{おとめ}女^{おとめ}を中に置^おきて泣^なけり。ここに「汝等^{なれども}は誰^{なれども}ぞ」と問^{たづ}ひたまひき。故、その老^{おきな}夫^{おみな}答^{こた}へ言^{まを}しししく、「僕は國^あつ神^{つみ}、大山津見神の子^あぞ。僕^あが名^{あし}は足名^{あし}椎^{あし}と謂^いひ、妻^{なづ}の名^めは手名^て椎^{なづ}と謂^いひ、女^{むすめ}の名^めは櫛^{くし}名^な田^た比^ひ賣^えと謂^いふ」とまをしき。また「汝^なが哭^なく由^ゆは何ぞ」と問^{たづ}ひたまへば、答^{こた}へ白^まししく、「我が女^{むすめ}は、もとより八^や稚^ち女^めありしを、是^この高^{たか}志^しの八^や俣^{また}の遠^{とほ}呂^ろ智^ち、としごと^{としごと}に來^くて喫^くへり。今^{いま}そが來^くべき時^{とき}なり。故、泣^なく」と答^{こた}へ白^ましき。ここに「その形^{かたち}は如何^{いかに}」と問^{たづ}ひたまへば、答^{こた}へ白^まししく、「その目^めは赤^{あか}かがちの如^{ごと}くして、身^み一つに八^や頭^{かしら}八^や尾^おあり。またその身^みに蘿^ろと檜^ひ櫛^しと生^おひ、その長^{なが}は谿^{たに}八^や谷^や峽^{せき}八^や尾^おに度^{わた}りて、その腹^{はら}を見れば、悉^{ことごと}に常^{じょう}に血^ち爛^{らん}れつ」とまをしき。ここに赤^{あか}かがちと謂^いへるは、今^{いま}の酸^す醬^{じょう}なり。

ここに速^{すみ}須^す佐^さ之^の男^{をとこ}命^{のみこと}、その老^{おきな}夫^{おみな}に詔^{さし}りたまひしく、「是^この汝^なが女^{むすめ}をば吾^{われ}に奉^{たづ}らむや」とのりたまひしに、「恐^{かしこ}けれども御^み名^なを覺^しらず」とのりたまひしにこに答^{こた}へ詔^{さし}りたまひしく、「吾^あは天^あ照^{てう}大^{だい}御^お神^{かみ}の伊^い呂^ろ勢^{せい}なり。故^ゆ今^{いま}、天^{あめ}より降^まり坐^ましつ」とのりたまひき。こ

こに足^{あし}名^{なづ}椎^{ちて}手^て名^{なづ}椎^ち神^{かみ}、「然^{しか}ま^まさば恐^{かしこ}し。立^{たて}奉^{まつ}らむ」と白^ましき。ここに速^{すみ}須^す佐^さ之^の男^{をとこ}命^{のみこと}、すなはち湯^ゆ津^つ爪^{つま}櫛^{くし}にその童^{をとめ}女^{なづ}を取り成^なして、御^み美^み豆^{づら}良^らに刺^さして、その足^{あし}名^{なづ}椎^ち手^て名^{なづ}椎^ち神^{かみ}に告^つりたまひしく、「汝^{なれども}等は^{やしほ}、八^や鹽^{しほ}折^{をり}の酒^{さけ}を醸^かみ、また垣^かを作り廻^もし、その垣^かに八^や門^{かど}を作り、門^{かど}毎^{ごと}に八^や佐^さ受^う岐^ぎを結^{むす}ひ、その佐^さ受^う岐^ぎ毎^{ごと}に酒^{さか}船^{ふね}を置^おきて、船^{ふね}毎^{ごと}にその八^や鹽^{しほ}折^{をり}の酒^{さけ}を盛^もりて待^{まち}てよ」とのりたまひき。故、告^つりたまひしに、かく設^まけ備^まへて待^{まち}し時^{とき}、その八^や俣^{また}遠^{とほ}呂^ろ智^ち、信^{まこと}に言^まひしが如^{ごと}き來^こつ。すなはち船^{ふね}毎^{ごと}に已^{おの}が頭^{かしら}を垂^た入れて、その酒^{さけ}を飲^のみき。是^こに飲^のみ酔^よひて留^{とど}まり伏^ふし寝^ねき。ここに速^{すみ}須^す佐^さ之^の男^{をとこ}命^{のみこと}、その御^み佩^はせる十^{じゅう}拳^{けん}劍^{けん}を抜^ひきて、その蛇^{おろち}を切^きり散^ちりたまひしかば、肥^ひ河^か血^{けつ}に變^かりて流^{なが}れき。故、その中^{なか}の尾^おを切^きりたまひし時^{とき}、御^み刀^{はかり}の刃^{やいば}毀^こけき。ここに怪^{あや}しと思^{おも}ほして、御^み刀^{はかり}の前^{まへ}もちて刺^さし割^ききて見た^みたまへば、都^{つむ}牟^む刈^{かり}の大^{だい}刀^たありき。故、この大^{だい}刀^たを取^とりて、異^{あや}しき物^{もの}と思^{おも}ほして、天^あ照^{てう}大^{だい}御^お神^{かみ}に白^まし上げたまひき。是^こは草^{くさ}薙^{なぎ}の大^{だい}刀^たなり。

八雲立つ出雲八重垣

故^ゆ是^こをもちてその速^{すみ}須^す佐^さ之^の男^{をとこ}命^{のみこと}、宮^{みや}造^{つく}るべき地^{ところ}を出^い雲^{いづ}の國^{くに}に求^{もと}ぎたまひき。ここに須^す賀^がの地^ちに到^{いた}りまして詔^{さし}りたまひしく、「吾^{われ}此^こ地^ちに來^あて、我が御^み心^{こころ}すがすがし」とのりたまひて、其^{その}地^ちに宮^{みや}を作りて坐^ましき。故、其^{その}地^ちをば今^{いま}に須^す賀^がと云^いふ。茲^この大神^{おほ}神^{かみ}、初^{はつ}めて須^す賀^がの宮^{みや}を作りたまひし時^{とき}、其^{その}地^ちより雲^{くも}立ち騰^{のぼ}りき。ここに御^み歌^{うた}を作^よりたまひき。その歌は、

やくも いづもやへがき つまご
八雲立つ 出雲八重垣 妻籠みに

八重垣作る その八重垣を

ぞ。是にその足名椎神を喚びて、「汝は我が宮の首たれ」と告りたまひ、また名を負せて、稻田宮主すがのやつみみのなづ須賀之八耳神と號けたまひき。

オオクニヌシの誕生

故、その櫛名田比賣をもちて、隠所に起こして、生める神の名は、八島士奴美神と謂ふ。また大山津見神の女、名は神大市比賣を娶して生める子は、大年神。次に宇迦之御魂神。二柱 兄八島士奴美神、大山津見神の女、名は木花知流比賣を娶して生める子は、布波能母遅久須奴神。この神、淤迦美神の女、名は日河比賣を娶して生める子は、深淵之水夜禮花神。この神、天之都度間知泥神を娶して生める子は、湊みずぬのふのづのふてみみの美豆奴神。この神、布怒豆怒神の女、名は布帯耳神を娶して生める子は、天之冬衣神。この神、刺國大神の女、名は刺國若比賣を娶して生める子は、大國主神。亦の名は大穴牟遲神と謂ひ、亦の名は葦原色許男神と謂ひ、亦の名は八千矛神と謂ひ、亦の名は宇都志國玉神と謂ひ、并せて五つの名あり。

國譲り

第一の使者還らす

天照大御神の命もちて、「豊葦原の千秋長五百秋の水穂の國は、我が御子、正勝吾勝勝速日天忍穗耳命の知らず國ぞ」と言よさしたまひて、天降したまひき。是に天忍穗耳命、天の浮橋に立たして詔りたまひしく、「豊葦原の千秋の長五百秋の水穂國は、いたく佐夜藝てありなり」と告りたまひて、更に還り上りて、天照大神に請したまひき。ここに高御産巢日神、天照大御神の命もちて、天の安の河の河原に、八百萬の神を神集へに集へて、思金神に思はしめて詔りたまひしく、「この葦原の中つ國は、我が御子の知らず國と言依さしたまへりし國なり。故、この國に道速振る荒振る國つ神等の多なりと以爲はず。これ何れの神を使はしてか言趣けむ」とのりた

まひき。ここに思金神また八百萬の神、議りて白しく、「天菩比神、これ遣はすべし」とまをしき。故、天菩比神を遣はしつれば、すなはち大國主神に媚び附きて、三年に至るまで復奏さざりき。

第二の使者また還らす

是をもちて高御産巢日神、天照大御神、また諸の神等に問ひたまひしく、「葦原の中つ國に遣はせる天菩比神、久しく復奏さず。また何れの神を使はさば吉けむ」とひとたまひき。ここに思金神、答へ白しく、「天津國玉神の子、天若日子を遣はすべし」とまをしき。故ここに天之麻迦古弓、天之波波矢を天若日子に賜ひて遣はしき。ここに天若日子、その國に降り到る即ち、大國主神の女、下照比賣を娶し、またその國を獲むと慮りて、八年に至るまで復奏さざりき。

第三の使者と力くらべ

是に天照大御神、詔りたまひしく、「また曷れの神を遣はさば吉けむ」とのりたまひき。ここに天鳥船神を建御雷神に副へて遣はしたまひき。是をもちて此の二はしらの神、出雲の國の伊那佐の小濱に降り到りて、十掬劍を抜き、逆に浪の穂に刺し立て、その劍の前に踏み坐して、その大國主神に問ひて言りたまひしく、「天照大御神、高木神の命もちて、問ひに使わせり。汝がうしはける葦原の中つ國は、我が御子の知らず國ぞと言依さしたまひき。故、汝が心は奈何に」とのりたまひき。ここに答へ白しく、「僕は得白さじ。我が子、八重言代主神、これ白すべし。然るに鳥遊し、魚取りに、御大の前に往きて、未だ還り來ず」とまをしき。故ここに天鳥船神を遣はして、八重事代主神を徵し來て、問ひたまひし時に、その父の大神に語りて言ひしく、「恐し。この國は、天つ神の御子に立奉らむ」といひて、すなはちその船を踏み傾けて、天の逆手を青柴垣に打ち成して隠りき。

故、ここにその大國主神に問ひたまひしく、「今汝が子、事代主神、かく白しぬ。また白すべき子ありや」とひとたまひき。ここにまた白しく、「また我が子、建御名方神あり。此れを除きては無し」とまをし

しき。かく白す間に、その建御名方神、千引の石を
 手末に擎げて来て、「誰ぞ我が國に来て、忍び忍び
 にかく物言ふ。然らば力競べせむ。故、我先にその
 御手を取らむ」と言ひき。故、その御手を取らしむ
 れば、すなはち立水に取り成し、また剣刃に取り成
 しつ。故ここに懼りて退き居りき。ここにその建御
 名方神の手を取らむと乞ひ歸して取りたまへば、若
 輩を取るが如、搥み批ぎて投げ離れたまへば、すな
 はち逃げ去にき。故、追ひ往きて、科野國の州羽の
 海に迫め到りて、殺さむとしたまひし時、建御名方
 神白ししく、「恐し。我をな殺したまひそ。此の地
 を除きては、他處に行かじ。また我が父、大國主神
 の命に違はじ。八重事代主神の言に違はじ。この葦
 原の中つ國は、天つ神の御子の命の隨に獻らむ」と
 まをしき。

故、更にまた還り来て、そ
 の大國主神に問ひたまひし
 く、「汝が子等、事代主神、
 建御名方神の二はしらの神
 は、天つ神の御子の命の隨
 に違はじと白しぬ。故、汝
 が心は奈何に」ととひたま
 ひき。ここに答へ白ししく、
 「僕が子等、二はしらの神
 の白す隨に、僕は違はじ。
 この葦原の中つ國は、命の
 隨に既に獻らむ。ただ僕が
 住所をば、天つ神の御子の
 天津日繼知らしめず、とだ
 る天の御巢如して、底つ石
 根に宮柱ふとしり、高天の
 原に氷木たかりて治めたまはば、僕は百足らず八
 十垺手に隠りて待ひなむ。また僕が子等、百八十神
 は、すなはち八重事代主神、神の御尾前となりて仕
 へ奉らば、違ふ神はあらじ」とまをしき。かく白し
 て、出雲の國の多藝志の小濱に、天の御舎を造りて、
 水戸神の孫、櫛八玉神、膳夫となりて、天の御饗を
 獻りし時に、禱き白して、櫛八玉神、鶺鴒に化りて、

海の底に入り、底の赤土を咋ひ出でて、天の八十平
 瓮を作りて、海布の柄を鎌りて、燧白に作り、海蓐
 の柄をもちて燧杵に作りて、火を鑽り出でて云ひし
 く、「この我が燧れる火は、高天の原には、神産巢
 日の御祖命の、とだる天の新巢の凝烟の、八拳垂る
 まで焼き挙げ、地の下は、底つ石根に焼き凝らして、
 榊繩の、千尋繩打ち延へ、釣せし海人の、口大の、
 尾翼鱸、さわさわに、控き依せ騰げて、打竹の、と
 をををををに、天の眞魚咋、獻る」といひき。故、
 建御雷神、返り參上りて、葦原の中つ國を言向け和
 平しつる状を、復奏したまひき。

＝ 日本書紀は語る ＝

出雲大社のおこり



力くらべ

一書に曰く、天神、經津主
 神、武甕追神を遣して葦
 原の中つ國を平定めしむ。
 時に二神曰く、「天に悪
 神あり、名を天津瓊星と曰
 ふ、亦の名は天香香背男、
 請ふ先づ此の神を誅ひて、
 然して後に下つて葦原の中
 つ國を撥はん」と。是の時
 に齋主神を齋之大人と號
 す。此の神今東國の櫛取の
 地に在す。既にして二神出
 雲の五十田狭の小汀に降到
 りて、大己貴神に問ひて曰
 く、「汝將に此の國を以て
 天神に奉らんや不や」と。
 對へて曰く、「疑ふ汝二神は是れ吾が處に來せるに
 あらざるか。故れ許すべからず」といふ。是に經津
 主神則ち還り昇りて報告す。時に高皇產靈尊乃ち
 二神を遣し遣はして、大己貴神に勅して曰く、「今
 汝が言すことを聞くに、深く其の理あり、故れ更に
 條條にして勅したまふ、夫れ汝が治す顯露の事、宜
 しく是れ吾孫治すべし、汝は則ち以て神の事を治す

あまのひすみのみや つく
べし、又汝は天日隅宮に住むべし、今供造りまつらん、即ち千尋の樺繩を以て結ひて百八十級にせん、其の宮を造る制は、柱は則ち高く太く、板は則ち廣く厚くせん、又田供佃らん、又汝が往來ひて海に遊ぶ具の爲に、高橋、浮橋、及び天鳥船亦供造らん。又天安河にも亦打橋造らん、又百八十縫のしらたてつく、白橋供造らん、又汝が祭祀を主らん者は天穗日命是れなり」と。是に大己貴神報へて曰く、「天神の勅教かく慇懃なり、敢て命に從はざらんや、吾が治すあらはに顯露の事は、皇孫まさに治めたまふべし、吾は將に退きて幽れたる事を治めん」と。乃ち岐神を二神に薦めて曰く、「是れまさに我に代りて從ふ奉るべし、吾れ將に此より避去りなん」といひて、即ち躬に瑞の八坂瓊を披ひて長く隠れき。

出雲振根、弟を殺す

あきふみつき ひのえさる ついたちつちのとのとりのひ
崇神天皇六十年の秋七月の丙申の朔己酉（十
四日）に、群臣に詔して曰はく、「武日照命
一に云はく、天夷鳥という。又云はく、天夷鳥といふ。
の、天より將ち來れる神寶を、出雲大神の宮に
藏む。是を見欲し」とのたまふ。則ち矢田部造の
遠祖武諸隅一書に云はく。一名は大母隅といふ。を
遣して獻らしむ。是の時に當りて、出雲臣の遠
祖出雲振根、神寶を主れり。是に筑紫國に往り
て、遇はず。其の弟飯入根、則ち皇命を被りて、
神寶を以て、弟甘美韓日狹と子鷗瀦濤とに付けて貢
り上ぐ。既にして出雲振根、筑紫より還り來きて、
神寶を朝廷に獻りつといふことを聞きて、其の弟飯
入根を責めて曰はく、「數日待たむ。何を恐みか、
輒く神寶を許しし」といふ。是を以て、既に年月を
経れども、猶恨忿を懷きて、弟を殺さむといふ
志有り。仍りて弟を欺きて曰はく、「頃者、止屋の
淵に多に菱生ひたり。願はくは共に行きて見欲し」といふ。則ち兄に隨ひて往く。是より先に、兄竊に木刀を作れり。形眞刀に似る。
ときにみずか は いろどまたち とも ふち ほとりいた
當時自ら佩けり。弟眞刀を佩けり。共に淵の頭に到りて、兄の、弟に謂りて曰はく、「淵の水清冷し。願はくは共に游泳みせむと欲ふ」といふ。弟、兄の

ことしたが おのおの は たち ぬ ぶち はた お
言に從ひて、各佩かせる刀を解きて、淵の邊に置き
て、水中に沐む。乃ち兄先に陸に上りて、弟の眞
刀を取りて自ら佩く。後に弟驚きて兄の木刀を取
る。共に相撃つ。弟、木刀を抜くこと得ず。兄、弟
の飯入根を撃ちて殺しつ。故、時人、歌して曰はく、
や雲立つ 出雲梟帥が 佩ける太刀
墨萬多巻き さ身無しに あはれ

朝廷、出雲振根をうつ

ここの うましからひさ うかづくぬ みかど まう つばひらか
是に、甘美韓日狹・鷗瀦濤、朝廷に參向でて、曲に
其の状を奏す。則ち吉備津彦と武渟河別とを遣し
て、出雲振根を誅す。故、出雲臣等、是の事に
おそ 畏りて、大神を祭らずして間有り。時に、丹波の水
かみ 上の人、名は氷香戸邊、皇太子活目尊に啓して
まう 曰さく、「己が子、小兒有り。而して自然に言

さく、
たまものしづし いづもひと いのりまつ またね うまし
玉菱鎮石。出雲人の祭る、眞種の甘美
かかみ お ほふ うましみかみ そこたからみ たからぬし
鏡。押し羽振る、甘美御神、底寶御寶主。
やまかは みくく みたま しづか うましみかみ そこたから
山河の水泳る御魂。靜挂かる甘美御神、底寶
御寶主。
これ わくご こと の も つ い あ
是は小兒の言に似らず。若しくは託きて言ふもの有
らむ」とまうす。是に、皇太子、天皇に奏した
まふ。則ち勅して祭らしめたまふ。



イ ナ タ ヒ メ

朝廷、出雲の神寶をしらべる

垂仁天皇二十六年あきはつき つちのえとら ついたちかのえたつのひの秋八月の戊寅もとのべのとをちねのおほむらじ みことりのの朔庚辰
 (三日)に、天皇、物部十千根大連なから かむが いへど わきわき まう ひと なに勅して
 日のたまはく、「屢使しばしばつかひ者を出雲國いつものくにに遣して、其の國つかはの神かむ
 寶たからを檢校かむがへしむと雖も、分明いへど わきわき まう ひと なしく申言まうす者も無し。
 汝親いましみづから出雲いづも まかに行りて、檢校かむがへ定さだむべし」とのたま
 ふ。則ち十千根大連すなはとをちねのおほむらじ、神寶かむがを校わきわきへ定めて、分明まう
 しく奏言よす。仍りて神寶つかさどを掌つかさどらしむ。

＝ 出雲國風土記は語る ＝

國引き

意字おう なづと號ゆゑくる所以くにびは、國引き坐ましし八東水臣津野やつかみづおみづぬの
 命みこと詔さだめりたまひしく、

八雲立やくもたつ出雲國さぬ わかくには、狹布はつにの稚國わかくになるかも。初國はつに
 小く作ちきらせり。故かれ、作り縫ぬはな

と詔のりたまひて、
 孝翁たくふせ志羅紀ましらぎの三埼みさきを、國あまりの餘有あまりやと見れば、
 國あまりの餘有あまり

と詔のりたまひて、童女をとめの胸鉏むなすき取おふをらして、大魚きだを支太お
 衝つき別わけて、波多須須支總はたすすきほふ振り別わけて、三身みつみの綱打つなう
 ち挂かけて、霜黑葛しもつづらくるやくるや蘭耶かはふね蘭耶もに、河船そらもの毛呂會呂そらも
 會呂くにこくにこに、「國來國來」

と引き來縫ひきぬへる國こは、去豆こづの折絶をりたえよりして、八穂爾やほに
 支豆支きづきの御埼みさきなり。此かくて堅かため立かし加志かは、石見いはみの
 國くにと出雲國さかひとの堺ななる、名なは佐比賣山さひめやま、是これなり。亦また、
 持つなち引そのける綱なは、菡なの長濱ながはま、是これなり。

亦きたど、「北門きたどの佐伎よなみの國あまを、國あまの餘有あまりやと見れば、
 國あまの餘有あまり」と詔のりたまひて、童女をとめの胸鉏むなすき取おふをらして、
 大魚きだつの支太わ衝はたき別はたけて、波多須須支總はたすすきほふ振り別わけて、
 三身みつみの綱打つなうち挂かけて、霜黑葛しもつづらくるやくるや蘭耶かはふね蘭耶もに、河船そらもの毛
 會呂會呂くにこくにこに、「國來國來」
 多たく折絶をりたえよりして、狹田さたの國これ、是これなり。

亦きたど、「北門きたどの良波よなみの國あまを、國あまの餘有あまりやと見れば、
 國あまの餘有あまり」と詔のりたまひて、童女をとめの胸鉏むなすき取おふをらして、
 大魚きだつの支太わ衝はたき別はたけて、波多須須支總はたすすきほふ振り別わけて、
 三身みつみの綱打つなうち挂かけて、霜黑葛しもつづらくるやくるや蘭耶かはふね蘭耶もに、河船そらもの毛

會呂會呂そらもに、「國來國來」と引き來縫くにこくにこへる國こは、
 宇波うなみの折絶をりたえよりして、聞見くらみの國これ、是これなり。

亦こし、「高志こしの都都つの三埼みさきを、國くにの餘有あまりやと見れば、
 國くにの餘有あまり」と詔のりたまひて、童女をとめの胸鉏むなすき取おふをらして、
 大魚おふをの支太きだつ衝わき別はたけて、波多須須支總はたすすきほふ振り別わけて、
 三身みつみの綱打つなうち挂かけて、霜黑葛しもつづらくるやくるや蘭耶かはふね蘭耶もに、河船かはふねの毛
 會呂會呂そらもに、「國來國來」
 三穂みほの埼さきなり。持もち引よける綱よは、夜見よの鳴しなり。固か
 堅ため立かして加志はは、伯耆はの國はなる火神岳ひのかみのたけ、是これなり。

今いまは「國をは引きの詔さだめへつ」と詔のりたまひて、意字おうの社もり
 に、御枝みつまつ衝つき立つて、「意惠おゑ」と詔のりたまひき。故かれ、
 意字おうと云いふ。謂いはゆる意字おうの社もりは、郡家ここののみやけの東北ほとりの邊は、田
 中こやまに在これる塾かくみ、是ばかりなり。圍八歩お許うり、其おの上に木もり有もりりて茂もりれり。

意字郡の村々

母里もりの郷さと。郡家ここののみやけの東南ひむがし三十九里しんじゆ一百九十歩ひゃくぢゆうしゅうなり。
 天あめの下造したつくらしし大神大穴持命おほかみおほなもちのみこと、越こしの八口やくちを平ことむ
 賜たまひて、還かへり坐ましし時な、長江山ながえに來坐きまして詔のりたま
 ひしく、「我あが造つくり坐まして命すめす國まは、皇御孫命すめみまのみこと平やす
 世くにと知しらせと依よし奉たまり、但ただ、八雲立やくもたつ出雲國やくもたは、我
 が靜しづり坐ます國あ、青垣山廻あし賜たまひて、玉珍たまお置たまき賜たまひ
 て守もらむ」と詔のりたまひき。故かれ、文理もりと云いふ。神龜じんき



ダイコクさん

三年に、字を母里と改む。

やしろ さと こおりのみやけまひむがし

屋代の郷。郡家の正東三十九里一百二十歩なり。

あめのほひのみこと みもと あも やしろのいきら
天乃夫比命の御件に天降り來ましし、社伊支等
とほつかみ あまつこのみこと の あしづま
が遠神、天津子命詔りたまひしく、「吾が静り
ま おも やしろ の かれ い
坐さむと志ふ社」と詔りたまひき。故、社と云ふ。

神龜三年に、字を屋代と改む。

たてぬひ さと こおりのみやけ ひむがしきた り ぶ

楯縫の郷。郡家の東北三十二里一百八十歩なり。

ふ つ ぬ しのみことあめのいはたて ぬ お たま かれ たて
布都怒志命の天石楯を縫ひ置き給ひき。故、楯
ぬひ い
縫と云ふ。

やすき さと こおりのみやけ

安來の郷。郡家の東北二十七里一百八十歩なり。

か む す さののみことあめのかきたちめぐ そのとき こ
神須佐乃袁命、天壁立廻り坐しき。爾時、此
こ きま の あ みこころ やす
處に來坐して詔りたまひしく、「吾が御心は安平け
な の かれ やすき
く成りぬ」と詔りたまひき。故、安來と云ふなり。

すなは ひめさき あすかのきよみはらのみや あめの

即ち北の海に毘賣埼有り。飛鳥淨御原宮に御

しなしろしめししすめらみことみよ きのえいぬのとしふみつき かたりのおみ

宇天皇の御世、甲戌年七月十三日、語臣

るまろ むすめくだり あそ たまさか わに

猪麻呂が女子、件の埼に逍遙びて、邂逅に和爾に遇

ひ、賊はえて切らざりき。爾時、父猪麻呂、賊はえ

むすめ ほどり をさ いた いきどほり おこ あめ

し女子を濱の上に斂め置き、大く苦憤を發し、天

おら つち をど さまよ る なげ よるひるたし

に號び地に踊り、行きては吟ひ居ては嘆き、晝夜辛

な をさ ところ さ かくするほど ひか

苦みて、斂めし所を避ることなし。作是之間に、數

す へ しか いきどほり こころ おこ

日を経歴たり。然して後、慷慨の志を興して、箭

と ほこ たより ところ えら やが をが

を磨ぎ鋒を鋭くし、便の處を撰びて居り、即て擡

うた あまつかみちいほよろず くにつかみ

み訴へて云ひしく、「天神千五百萬、地祇千五

ならび このくに しづま ま やしろ またわたつみ

百萬、并に當國に靜り坐す三百九十九の社、及海若

たち にぎみたま しづま あらみたま ことごと

等、大神の和魂は靜りて、荒魂は皆悉に猪麻呂が

の よ たま まこと みたま ま あいたは

乞む所に依り給へ。良に神靈し坐しまさば、吾を傷

らしめ給へ。此を以て神靈の神たるを知らむ」と

そのとき しもし このかたいま いた むそとせ へ

まをせり。爾時、須臾有りて、和爾百餘、靜かに

わに かく おもふる るよ き をもとよ

一つの和爾を圍繞みて、徐に率依り來て、居る下從

り、進まず退かず、猶圍繞めるのみなりき。爾時、

ほこ あ まなか さと

鋒を擧げて中央なる一つの和爾を刃して殺し捕りき。

すで を しか ももあまり わに あら さ

已に訖へて、然して後に、百餘の和爾解散けき。殺

むすめ はぎひとつほふい よ

割けば、女子の一脛屠り出でき。仍りて、和爾をば、

さ くし か みち ほどり やすき さとびとかたりの

殺割きて串に掛け、路の垂に立てき。安來の郷人、語

おみあたふ そのとき このかたいま いた むそとせ へ

臣與が父なり。爾時より以來今日に至るまで六十歳を経たり。

ししち さとこおりのみやけ まにし あめ しなつく

宍道の郷。郡家の正西三十七里なり。天の下造ら

おおかみのみこと お たま しし かた

しし大神命の追ひ給ひし猪の像、南の山に二つ有

り。一つは長さ二丈七尺、高さ一丈、周り五丈七尺。一つは



エビスさん

長さ二丈五尺、高さ八尺、周り四丈一尺。猪を追ひし犬の
かた そ かなち
像、長さ一丈、高さ四尺、周り一丈九尺。其の形、石と爲

りて、猪と犬とに異なることなし。今に至りても猶
こと なほ
在り。故、宍道と云ふ。

いむべ かむべ こおりのみやけ まにし

忌部の神戸。郡家の正西二十一里二百六十歩なり。

くにのみやつこかむよごとほが みかど まむか みそぎ いみの

國造神吉詞望ひに、朝廷に參向ふ時、御沐の忌

さと かれ いみべ ほどり いでゆ

里なり。故、忌部と云ふ。即ち川の邊に出湯あり。

いでゆ あ ところ うみくが か よ をとこをみな

出湯の在る所は、海陸を兼ねたり。仍りて男も女も

はま そ つど いち な うちむれ うたげ

老いたるも少きも、或は道路に駱驛り、或は海中を

はま そ つど いち な うちむれ うたげ

洲に沿ひて、日に集ひて市を成し、續紛て燕樂す。

すす かたちさらさら ふたた ゆあみ よろずのやまひ

一たび濯げば形容端正しく、再び沐すれば萬病

ことごとい いにしへ するし

悉に除ゆ。古より今に至るまで、験を得ずといふこ

かれ くにびと い

となし。故、俗人、神の湯と曰ふ。

島根郡の村々

かが こおりのみやけ きたにし

加賀の郷。郡家の北西二十四里一百六十歩なり。

さだのおほかみ あ みおや かむむすびのみこと

佐太大神の産れましし所なり。御祖、神魂命の

きさ かひめのみこと くら いはや の

御子、支佐加比實命、「闇き岩屋なるかも」と詔り

こがね ゆみも いたま て かがや

たまひて、金の弓以ちて射給ひし時に、光り加加明

かれ かが

けり。故、加加と云ふ。

かが かむぎき すなは いはや ばかり めぐ

加賀の神埼。即ち窟有り。高さ一十丈許、周り五

ひむがしにききた とほ い さだのおほかみ

百二歩許なり。東西北は通れり。謂はゆる佐太大神

あれ 産生ましし處なり。あれ 産生まさむとする時に、ゆみやう ま 弓箭亡せ坐し
そのとき みおやかむすびのみこと きさかひめのみことね 爾時、御祖、神 魂 命の御子、枳佐加比賣命願ぎたま
ひしく、「吾が御子、麻須羅神の御子に坐さば、亡せたる弓
や 箭出で來」と願ぎ坐しき。爾時、角の弓箭、水の隨に流れ出
でけり。爾時、之を取りて子に詔りたまひしく、「此は非ぬ
弓箭なり」と詔りたまひて、擲げ廢て給ひき。又金の弓箭流
れ出で來つ。即ち待ち取り坐して、「闇薙き窟なるかも」と
の 詔りたまひて、射通し坐しき。即ち御祖、支佐加比賣命の
やしろこ 社、此處に坐す。今の人は是の窟の邊を行く時、必ず声磅礫か
して行く。若し密に行かば神現れて、飄風起り、行く船は必
ず覆へる。

出雲郡の村々

たけるべ 健部の郷。郡家の正東一十二里二百二十四歩なり。
うや さと なづ ゆゑ うやつべのみこと。先に字夜の里と號けし所以は、字夜都辨命、其の山
の峯に天降り坐しき。即ち、彼の神の社、今に至る
まで猶此處に坐せり。故、字夜の里と云ふ。而るに
後に、改めて健部と號くる所以は、纏向の檜代の宮
のしたらしめしすめらみことの 御宇天皇勅りたまひしく、「朕が御子、
倭 健 命の御名を忘れじ」とのりたまひて、健部を
定め給ひき。爾時、神門 臣 古 爾 を、健部と定め給
ひき。即ち、健部 臣 等、古より今に至るまで、猶
此處に居り、故、健部と云ふ。
きづき 杵築の郷。郡家の西北二十八里六十歩なり。八東
みづおみづぬのみこと くにび たま のち あめ したつく 水臣津野命の國引き給ひし後、天の下造らしし大
神の宮を奉らむとして、諸の皇神等、宮處に參集
ひて杵築きたまひき。故、寸付と云ふ。神龜三年、宇
を杵築と改む。
う か 宇賀の郷。郡家の正北一十七里二十五歩なり。天
の下造らしし大神の命、神 魂 命の御子、綾門日女
命を誂ひ坐しき。爾時、女神肯はずして、逃げ
かく 隠ります時に、大神伺ひ求ぎ給ひし所、此れ則ち是
の郷なり。故、宇加と云ふ。即ち、北の海濱に磯有
り。名は腦の磯といふ。高さ一丈許なり。上に松生
ひ、磯に至る邑人の朝夕に往來へるが如く、又木の
枝は人の攀ち引けるが如し。磯より西の方に窟戸あ
り。高さ廣さ各々六尺許なり。窟の内に穴あり。人、
入ることを得ず、深き淺きを知らず。夢に此の磯の

ほとり 窟の邊に至れば必ず死ぬ。故、俗人、古より今に至
るまで、黄水の坂・黄水の穴と號く。

神門郡の村々

ひおき 日置の郷。郡家の正東四里なり。志紀嶋の宮に
あめのしたらしめしすめらみこと みよ ひおきのともべら つかは 御宇天皇の御世、日置伴部等、遣され來て
とどま まつりごせ 宿停りて政爲し所なり。故、日置と云ふ。
かむと みづらみ こおりのみやけ まにし 神門の水海。郡家の正西四百五十歩なり。周り三
十五里七十四歩。裏には則ち鱈魚・鎮仁・須受枳・
鮒・玄蠣あり。即ち水海と大海との間に山あり。長
さ二十二里二百四十三歩、廣さ三里なり、此は意味
づぬのみこと 豆努命の國引き坐しし時の綱なり。今、俗人號けて
その 菌の松山といふ。地の形體。壞も石も並無し。白き
すなご つ あが 沙のみ積み上りて、即ち松の林茂繁れり。四の風吹
く時は、沙飛び流れて、松の林を掩ひ埋む。今、年
に埋みて半は遣れり。恐らくは遂に埋れ已てなむか。
松山の南の端なる美久我の林より起りて、石見と出
雲との二國の堺なる中嶋の埼に盡る間、或は平なる
濱、或は陵しき磯なり。

飯石、大原郡の村々

たね 多禰の郷。郡家に屬けり。天の下造らしし大神、
おほなもちのみこと すく なひ このみこと めぐ 大穴持命と須久奈比古命と、天の下を巡行りた
まひし時、稻種を此の處に墮したまひき。故、種と
云ふ。神龜三年に、字を多禰と改む。
すさ 須佐の郷。郡家の正西一十九里なり。神須佐能衰
みこの 命 詔りたまひしく、「此の國は小き國なれども、國
どころ 處なり。故、我が御名は石木に着けじ」と詔りたま
ひて、即ち己が命の御魂を鎮め置き給ひき。然して
やが 即て、大須佐田・小須佐田を定め給ひき。故、須佐
と云ふ。即ち正倉有り。
うしほ 海潮の郷。郡家の正東一十六里三十三歩なり。
古老の傳に云へらく、宇能治比古命、御祖、須義禰
命を恨みて、北の方出雲の海潮を押し上せて、御祖
の神を漂はすに、此の海潮至りき。故、得塩と云ふ。
神龜三年に宇を海潮と改む。即ち、東北のかた須我の小
川の湯淵の村の川中に温泉あり。號を用ゐず。同川
の上の毛間の村の川中にも温泉出づ。號を用ゐず。

古代出雲を知るために

主として鳥根県立図書館架蔵本を中心としたもの

〔単行本〕

『鳥根県史』	野津左馬之助	鳥根県	大正12
『山陰古代史』	足立正・小松原真琴	山陰徴古館	昭和15
『山陰の歴史』	鳥根県郷土研究会	今井書店	昭和39
『新修鳥根県史(通史篇1)』		鳥根県	昭和43
『郷土史大系—鳥根県史—』	内藤 正中他	宝文館	昭和43
『鳥根県の歴史』	内藤 正中	山川出版社	昭和44
『しまね史記』	梶原 誠一	鳥根郷土資料刊行会	昭和49
『裏日本』	久米 邦武	公民同盟出版部	大正4
『出雲大神』	千家 尊福	日本書院	大正10
『山陰の史蹟と遺物』	足立正・小松原真琴	山陰史蹟協会	大正14
『出雲上代玉作遺物の研究』	浜田 耕作他	刀江書院	昭和2
『(紀記論究)出雲伝説』	松岡 静雄	同文館	昭和6
『風土記時代の出雲』	加藤 義成	今井書店	昭和26
『出雲国風土記の研究』	平泉 澄	出雲大社	昭和28
『大化の改新』	井上 光貞	要書房	昭和29
『出雲国風土記参究』	加藤 義成	原書房	昭和32
『出雲・隠岐』	地方史研究所	平凡社	昭和36
『風土記の研究』	秋本 吉郎	ミネルヴァ書房	昭和38
『伊勢と出雲』	渡辺 保忠	平凡社	昭和39
『日本神話の旅』	荻原 浅男	人物往来社	昭和39
『校註出雲国風土記』	加藤 義成	千鳥書房	昭和40
『出雲国風土記論攷』	水野 祐	早大古代史研究会	昭和40
『出雲の神話』	上田 正昭	淡交新社	昭和41
『出雲神話の成立』	鳥越憲三郎	創元社	昭和41
『大梁沢凡一家言』	千家 尊統	出雲大社	昭和32
『大化の改新』	井上 光貞	要書房	昭和29
『古代王作の研究』	寺村 光晴	吉川弘文館	昭和41
『神話のふるさと』	加藤 薫	保育社	昭和43
『神道出雲百話』	千家 尊宣	日本教文社	昭和43
『出雲大社』	千家 尊統	学生社	昭和43
『出雲神道の研究』	神道学会編刊		昭和43
『翡翠』	吉村 光晴	養神書院	昭和43
『神話コース』	奈良本辰也他	新人物往来社	昭和43
『勾玉』	水野 祐	学生社	昭和44
『風土記語句索引』	渡辺 寛	皇学館大学	昭和45
『日本神話の形成』	松前 健	塙書房	昭和45
『日本神話』	上田 正昭	岩波書店	昭和45
『やまのおろち』	大森 志郎	学生社	昭和45
『山陰古墳文化の研究』	山本清	山本清先生退官記念論集刊行会	昭和46
『古事記の世界』	西郷 信綱	岩波書店	昭和46
『日本神話教育論』	水野 祐	帝国地方行政学会	昭和46
『日本の神話』	森田康之助	原書房	昭和47
『神々の体系』	上山 春平	中央公論社	昭和47
『古代の出雲』	水野 祐	吉川弘文館	昭和47
『古事記の世界』	荻原 浅男	秋田書店	昭和47
『出雲神話の原像』	井上 実	三省堂	昭和47
『出雲神話』	水野 祐	八雲書房	昭和47
『神々の系譜』	松前 健	P H P 研究所	昭和47
『まほろしの出雲国庁』	古川 博	新人物往来所	昭和47
『出雲の国』	池田満雄・東森市良	学生社	昭和48
『出雲神話』	伊藤 清司	学生社	昭和48
『日本神話の起源』	大林 太良	角川書店	昭和48
『日本神話の基盤』	三谷 栄一	塙書房	昭和49
『出雲国風土記の神話』	佐藤 四信	笠間書院	昭和49
『日本の神々』	松前 健	中央公論社	昭和49
『出雲神話の世界』	島 重海	評論社	昭和50
『古代出雲帝国の謎』	武智 鉄二	祥伝社	昭和50

その他各種古墳発掘調査報告書

〔論文〕

- 出雲的世界—イツモの精神的意義について 西田 長男(出雲5)
 出雲民族の紀伊植民 大西 源一・石川 岩吉(国学院雑誌20—8)
 「紀記」出雲神話に見えたる古代出雲小国家 美多 実(斐川町史調査報告4)
 古代出雲攷 田中 卓(芸林5—1—3)
 古代出雲の文化 倉塚 正(出雲古代文化展委員会)
 出雲神魂神社に於ける古柱銘と古文書 村田 正志(古文書研究2)
 古代出雲服属に関する一考察 原島 礼二(歴史学研究249)
 吉備と出雲 藤間 生大(わたしたちの考古学)
 古代の吉備王権と出雲王権 井上 実(武庫川女子大学紀要16)
 出雲系文化の東漸 高崎 正秀(文学以前)
 出雲大社成立の資料について 福山 敏男(神道史学4)

出雲国造の伝承 井上 実 (神道学70)
 国造制の成立 井上 光貞 (史学雑誌60-11)
 山陰沿岸の漂着文化 三上 鎮博 (東アジア古代文化1974秋号)
 出雲国造神賀詞の奏上 千家 遂彦 (出雲1)
 出雲国造神賀詞奏上考説 高階 成章 (出雲2)
 出雲国造神賀詞について 倉野 憲司 (神道学34)
 火継の行事—火切臼と火切杵— 石井良助 (千家尊宣先生還暦記念神道論文集)
 火継と日嗣について 足立 茂 (出雲歴史地理叢説)
 山と河と水海と—古代出雲王国— 加藤義成・角川源藏対談 (野性時代1-8)
 出雲国庁を求めて 町田 章 (日本歴史280)
 地名と神名 青木 紀元 (神道史研究4-4)
 斐伊川名義考 水野 祐 (神道学21)
 出雲国造家における土豪性の発展 西岡虎之助 (出雲1)
 上代の出雲に関する諸問題 肥後 和男 (出雲3)
 出雲大社の謎 梅原 猛 (芸術新潮1970四月号)
 出雲の服属神話の史的考察
 —「天平11年出雲国大税賑給歴名帳」の分析を通して— 前之園亮一 (史遊2)
 天平11年出雲国大税賑給歴名帳について 石母田正 (歴史学研究8-6・7・11)
 出雲和爾伝説私考 井上 実 (武庫川女子大学紀要6)
 鶯になった蛤の話—大穴牟遲伝承批判— 吉野 裕 (文学)
 出雲神話 水野 祐 (「日本と世界の歴史」—古代〔日本〕)
 スサノヲの命の原像 井上 実 (武庫川女子大学紀要18)
 八岐大蛇神話への一考察 加藤 義成 (神道学復刊56)
 神話の範疇について—伊勢と出雲— 西郷 信綱 (文学35-2)
 出雲国ゆずり神話について 三品 彰英 (民族学研究21-1・2)
 古代出雲の氏族的背景
 —大穴持神信仰の変貌と出雲の内乱— 三谷 栄一 (国学院雑誌1970 2月号)
 出雲の国引神話について 三谷 栄一 (実践文学40)
 古事記に於ける出雲関係記載の一考察 横田 健一 (国文学1)
 出雲国引き神話の成立 井上 実 (神道学64-66)
 出雲神話の『コシ』について 井上 実 (武庫川国文4)
 出雲神話の生成 三谷 栄一 (実践女子大学文学部紀要12)
 日本神話における出雲 青木 紀元 (福井大学紀要昭和32-12月)
 出雲神話の原点 井上 実 (武庫川国文3)
 出雲神話における『土地の主』—オオナムチとスクナヒコナー— 大林 太良 (文学33-6)
 大国主神の成立 青木 紀元 (古事記年報2)
 大国主神の神話について 守屋 俊彦 (岡山大学法文学部学術紀要13・17)
 スサノオノミコト—古代神観の一考察— 西田長男 (神道宗教45・創立20周年記念特集)
 大国主神名義考 高崎正秀 (千家尊宣先生還暦記念神道論文集)
 紀記に於ける出雲の伝承 徳永 春夫 (")
 国譲神話の類型と古代祭祀 小野 祖教 (")
 熊野大神榊御気野命論考 水野 祐 (史観31冊)
 出雲における熊野神の信仰 石塚 尊俊 (国学院雑誌65-10・11)
 八岐大蛇の系譜と展開 関 敬吾 (日本民族と南方文化)
 出雲国風土記『毘売崎』地名考 加藤 義成 (神道学41)
 風土記名称の由来 水野 祐 (文学研究6)
 出雲風土記成立の年代 益田 勝美・岡田 清子 (日本歴史47)
 出雲風土記剝偽 藪田嘉一郎 (日本歴史20)
 出雲風土記は果して擬書か 石井 和男 (日本歴史30)
 出雲風土記辯護 田中 卓 (日本歴史40)
 駁「出雲風土記剝偽」 朝山 皓 (悠久4-1)
 原撰出雲国風土記の成立年代 田中 卓 (神道学1)
 出雲国風土記の勘造 植垣 節也 (神道学35)
 出雲における古墳文化の生成 前島 巳基 (季刊文化財18)
 古墳文化に現われた地域社会—出雲— 山本 清 (日本考古学講座5)
 古墳時代における出雲国 池田 満雄 (私たちの考古学5)
 出雲国における特殊古墳 梅原 末治 (考古学雑誌9-3、5-10・11、11-3)
 島根の古墳文化 池田 満雄 (郷土13・14)
 山陰地方村落古墳の様相 山本 清 (島根大学論集—人文科学—9)
 各地域の後期古墳—出雲— 池田 満雄 (古代学研究会30)
 古墳の示す三瓶周辺文化 山本 清 (島根大学論集—人文科学—3)
 古代出雲の文化 山本 清 (出雲叢話1)
 出雲地方における古代文化の展開 池田 満雄 (日本考古学の諸問題)
 考古学上より見た出雲 大場 磐雄 (出雲1)
 西山陰の縄文式文化 山本 清 (山陰文化研究紀要1)
 山陰における農耕文化の開始 東森 市良 (山陰史談3・5)
 古代出雲をさぐる 出雲高校社会部考古班 (紫苑10・11)
 出雲国分寺の発掘 石田 茂作 (考古学雑誌41-3)
 出雲・石見・隠岐の条里制 中沢 四郎 (郷土7・8)
 古代・中世における手工業の発達 —窯業— 山陰 近藤 正 (埋蔵文化財調査報告)
 出雲国玉造に於ける古代硝子製造考 野津左馬之助 (考古学雑誌15-9・16-5)
 出雲における玉造の遺蹟に就て 梅原 末治 (歴史と地理1-1)
 史跡出雲玉作の調査とわが国の玉作遺蹟 寺村 光晴 (日本歴史278)
 出雲国总部の玉作工房址と出雲玉作 大場磐雄・寺村光晴 (日本考古学協会昭和39年大会研究発表)
 神々の流さん 梅原 猛 (すばる1-2)
 考古学関係の報告書・調査書等に類するものは、省いた。